

○厚生労働省告示第二百十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二十三条の二の二十三第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二百一十一号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十一年四月二日

厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表 1～4 (略) 5 内分泌学的検査用試薬 (1)～(40) (略) <u>(41) 抗ミューラー管ホルモンキット</u> 6～8 (略)	別表 1～4 (略) 5 内分泌学的検査用試薬 (1)～(40) (略) (新設) 6～8 (略)